

特別養護老人ホームはまなす園 利用料金表

令和7年1月1日 現在

● 介護度別サービス利用料

利用者の要介護度と利用料金		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① サービス利用料金（基本報酬）		589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
② 日常生活継続支援加算		36 円				
③ 看護体制算加算（Ⅰ・Ⅱ）		12 円				
④ 夜勤職員配置加算（Ⅲ）		16 円				
⑤ 個別機能訓練加算（Ⅰ）		12 円				
⑥ 精神科医療養指導加算		5 円				
⑦ 栄養マネジメント強化加算		11 円				
⑧ 個別機能訓練加算（Ⅱ）		20 円／月				
⑨ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）		100 円／月				
⑩ 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）		50 円／月				
A：自己負担額 1か月（30日）	1割負担	20,600 円	22,700 円	24,890 円	26,990 円	29,060 円
	2割負担	41,200 円	45,400 円	49,780 円	53,980 円	58,120 円
	3割負担	61,800 円	68,100 円	74,670 円	80,970 円	87,180 円
B：居住費		多床室			従来型個室	
	第1段階	0 円			380 円	
	第2段階	430 円			480 円	
	第3段階（1・2）	430 円			880 円	
	第4段階	915 円			1,231 円	
C：食費	第1段階	300 円				
	第2段階	390 円				
	第3段階（1）	650 円				
	第3段階（2）	1,360 円				
	第4段階	1,450 円				
【多床室】 1か月（30日） あたりの費用 A+[(B+C)×30]	第1段階	29,600 円	31,700 円	33,890 円	35,990 円	38,060 円
	第2段階	45,200 円	48,500 円	49,490 円	51,590 円	53,660 円
	第3段階（1）	53,000 円	55,100 円	57,290 円	59,390 円	61,460 円
	第3段階（2）	74,300 円	76,400 円	78,590 円	80,690 円	82,760 円
	第4段階（1割負担）	91,550 円	93,650 円	95,840 円	97,940 円	100,010 円
	第4段階（2割負担）	112,150 円	116,350 円	120,730 円	124,930 円	129,070 円
	第4段階（3割負担）	132,750 円	139,050 円	145,620 円	151,920 円	158,130 円
【従来型個室】 1か月（30日） あたりの費用 A+[(B+C)×30]	第1段階	41,000 円	43,100 円	45,290 円	47,390 円	49,460 円
	第2段階	46,700 円	48,800 円	50,990 円	53,090 円	55,160 円
	第3段階（1）	66,500 円	68,600 円	70,790 円	72,890 円	74,960 円
	第3段階（2）	87,800 円	89,900 円	92,090 円	94,190 円	96,260 円
	第4段階（1割負担）	101,030 円	103,130 円	105,320 円	107,420 円	109,490 円
	第4段階（2割負担）	121,630 円	125,830 円	130,210 円	134,410 円	138,550 円
	第4段階（3割負担）	142,230 円	148,530 円	155,100 円	161,400 円	167,610 円

□ 利用者負担額の減額について

利用者負担段階	補足給付の主な対象者		預貯金額 (夫婦の場合)
第1段階	生活保護を受けている方		要件なし
	世帯全員が市町村民税が非課税		1000円（2000万円以下）
第2段階	世帯全員が 市町村民税 が非課税	年金収入金額＋合計所得金額が80万円以下の方	650万円（1650万円）以下
第3段階①		年金収入金額＋合計所得金額が80万円超～120万円以下の方	550万円（1550万円）以下
第3段階②		年金収入金額＋合計所得金額が120万円超の方	500万円（1500万円）以下
第4段階	対象外	負担金額は、施設と利用者様の契約により決められています。	

加算項目の種類	摘 要	
日常生活継続支援加算	36円/日	新規入居者の総数のうち、要介護4・5の方及び認知症自立度Ⅲ以上の方の占める割合が一定以上であること、介護福祉士の数が入所者6に対して1以上配置されていることで加算されます。
個別機能訓練加算Ⅰ	12円/日	常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、入居者ごとに作成した個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を実施することで加算されます。
栄養マネジメント強化加算	11円/日	管理栄養士を2名配置し、入居者に対し栄養ケア計画に従い食事の観察を行い、入居者ごとの栄養状態や嗜好等を踏まえた食事の調整を実施した場合に加算されます。
再入所時栄養連携加算	200円/月	管理栄養士が厚生労働大臣が定める特別食※等を必要とする入居者の入院する医療機関を訪問し、栄養食事指導やカンファレンスに同席し、栄養ケア計画を作成することで加算されます。 ※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食をいう（単なる流動食及び軟食を除く。）。
看護体制加算Ⅰ	4円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。
看護体制加算Ⅱ	8円/日	常勤の看護師を1名以上配置し、事業所の看護職員または、病院、診療所、訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していることで加算されます。
配置医師緊急事態対応加算	配置医師の通常の勤務時間外の場合（早朝・夜間及び深夜を除く） 325円/回	看護体制加算Ⅱを算定していること。嘱託医と協力医療機関の医師が連携し24時間対応できる体制を確保したうえで、嘱託医が早朝または深夜に施設を訪問し、診療を行うこと及び診察の内容を記載することで加算されます。
	650円/回（早朝・夜間）	
	1,300円/回（深夜）	
看取り介護加算Ⅱ	72円/日（死亡日以前45～30日）	看護体制加算Ⅱを算定していること。看取りに関する指針を定め、緊急事態が起きた場合の注意点や情報連携の方法や、曜日、時間帯別の連絡手段や診察依頼時間など、嘱託医と施設間で具体的な取り決めをし、入居の際に、入居者ご家族に説明を行い同意を得ることで加算されます。
	144円/日（死亡日以前4～30日）	
	780円/日（死亡日前日及び前々日）	
	1,580円/日（死亡日）	
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	16円/日	人員基準+1以上の介護職員を夜間に配置すること。夜勤時間帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置することで加算されます。
精神科医療養指導加算	5円/日	認知症である入居者が全体の3分の1を占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合に加算されます。
初期加算	30円/日	利用開始日から30日以内の期間に加算されます。30日を超える病院又は診療所への入院後に再入居した場合も同様に加算されます。
安全対策体制加算	20円/入所時1回	安全対策担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する整備がされている場合に加算されます。
外泊時費用	246円/日（月6回限度）	入居者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊をした場合に加算されます。（月6回を限度、月をまたぐ場合は最長12日間）
経口移行加算	28円/日	医師の指示に基づき、他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り算定。
経口維持加算（Ⅰ）	400円/月	経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に算定。
経口維持加算（Ⅱ）	100円/月	経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に算定。

療養食加算	6円/回 (日3回限度)	医師の指示箋に基づく療養食（糖尿病・腎臓病・心不全等）を提供した場合に加算されます。	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の14%	この加算による介護報酬の上乗せ分は、介護職員等の職員の処遇改善に充てられます。介護現場で働く方の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供を続けるための加算です。	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.6%	介護職員処遇改善加算を取得し、賃上げ効果の継続に資するよう、改善された賃金の合計額の2/3以上が介護職員等のベースアップ等に使用することで加算されます。	
若年性認知症入所者受入加算	120円/日	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、特性やニーズに応じた介護サービスを提供することで加算されます。	
生活機能向上連携加算	100円/月	リハビリテーションを行う医療機関の理学療法士・作業療法士・医師が訪問し、事業所職員と共に個別機能訓練計画を作成する。機能訓練指導員を始め各職種が共同して計画に基づき機能訓練を実施することで加算されます。	
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催していることで加算されます。		
	令和7年3月31日まで	100円/月	下記の①～③の要件を満たす場合、加算が算定できる。 ①入所者の病状が急変した場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者の病状が急変した場合において、入院を要すると認められた入所者に対して入院の受け入れ体制を確保していること。
	令和7年4月1日以降	50円/月	
	5単位/月	上記以外の協力医療機関と連携している場合	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10円/月	下記の①～③の要件を満たす場合、加算が算定できる。 ①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。以上の要件を満たした場合は加算されます。	

加算項目の種類	摘 要		
在宅復帰支援機能加算	10円/日	入居者の家族との連絡調整を行い、入居者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行うことで加算されます。	
個別機能訓練加算Ⅱ	20円/月	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入居者について個別機能訓練計画の内容等を活用する場合に加算されます。	
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3円/月	褥瘡発生を予防する、又は褥瘡を治癒するために定期的に評価をし、その結果に基づき計画的に管理し評価した場合に加算されます。	
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13円/月	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者等について褥瘡の発生がない場合に加算されます。	
排せつ支援加算Ⅰ	10円/月	排せつに介護を要する原因について分析し、その結果を支援計画の作成及びそれに基づく支援をした場合に加算されます。	
科学的介護推進体制加算	50円/月	入居者ごとの日常生活動作の値や栄養状態・口腔機能・認知症などの心身の状況等を情報提供し評価した場合に加算されます。	
ADL維持等加算	30円/月	入居者の自立支援・重度化に繋がるサービスの提供を事業所へ促し、評価期間の中でADLの維持または改善の度合いが一定水準を超えている場合に加算されます。	
退所前訪問相談援助加算	460円/回	退居前に退居後に在住する居宅を訪問し、相談援助を行った場合に加算されます。	
退所後訪問相談援助加算	460円/回	退居後30日以内に居宅を訪問し、相談援助を行った場合に加算されます。	

退所時相談援助加算	400円/回	退所から2週間以内に、市町村および居宅介護支援センターまたは地域包括支援センターに対して文書で情報提供した場合に加算されます。
退所前連携加算	500円/回	退居前に居宅介護支援事業者に対して必要な情報提供を行った場合に加算されます。
退所時情報提供加算	250円/回	入所者が医療機関へ入院する際、入所者の同意を得て、心身の状況、生活歴等を示す情報を医療機関へ提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定されます。
退所時栄養情報連携加算	70円/回	対象者：厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態であると医師が判断した入所者 管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する場合、1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。
特別通院送迎加算	594円/月	透析を要する入所者であり、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合に加算されます。
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	10円/月	下記の①～③の要件を満たす場合、加算が算定できる。 ① 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ② 協力医療機関との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時において、連携し適切に対応していること。 ③ 医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	5円/月	施設内で感染者が発生した場合の感染制御に係る実地指導を医療機関から、3年に1回以上受けていることで加算されます。
新興感染症等施設療養費	240円/日	入所者が厚生労働大臣が定める感染症※ではない新たな病原に感染した場合において、相談対応・診療・入院調整等を行える医療機関を確保し、かつ、感染した入所者に適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定することができる。 ※ 現時点において指定されている感染症はない。

□ その他の費用 (介護給付対象外)

サービスの種類	費用	内 容
喫茶代(1品)	120 円	喫茶「いっぷく」をご利用いただいた場合。
散髪代(男性)	2,500 円	理美容業者の出張による理髪サービスをご利用いただいた場合。
散髪代(女性)	1,800 円	理美容業者の出張による理髪サービスをご利用いただいた場合。
日常生活品等	実 費	ご利用者の日常生活で要する費用で、ご利用者にご負担いただくことが適当であるもの。
医療費等	実 費	医療機関を受診 (訪問診療) あるいは入院した場合の治療費及び薬代はご利用者の実費負担となります。